

# 青森県報

第二千五百八十三号

平成十八年  
一月二十七日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同).....一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....	(同).....二
生活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変更の届出.....	(同).....二
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出.....	(同).....二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課).....三
介護保険法による介護療養型医療施設の指定.....	(同).....三
漁船損害等補償法による加入区の指定の変更.....	(水産振興課).....三
漁船保険付保義務の消滅.....	(同).....三
道路の区域の変更.....	(道路課).....四
道路の供用の開始.....	(同).....四
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更.....	(出納課).....四
出先機関	
土地改良事業施行認可申請の適当の決定.....	(上北地方農林水産事務所).....五
収用委員会	
収用及び使用の裁決手続開始の決定.....	(監理課).....五
公示送達.....	(同).....六

## 告 示

### 青森県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険大畑病院 スノヤ薬局 はまなす薬局	むつ市大畑町観音堂二五の一 上北郡六戸町大字大落瀬字若宮四 青森市久須志一丁目一九の七 八戸市大字馬場町一四の一	平成一七・三・三 一七・七・九 一七・二・三
社団法人青森県薬剤師会 会営八戸第一調剤薬局 小阿弥診療所	北津軽郡板柳町大字狐森字宮田一三 の二	"

### 青森県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険大畑病院 池田レディースクリニック	むつ市大畑町観音堂二五の一 弘前市大字高田五丁目七の七	平成一七・四・一 一七・七・一

スノヤ薬局 お歯科 社団法人青森県薬剤師会 会館八戸第一調剤薬局 パステル薬局 どんぐり薬局 クリニックこころの森 かにたクリニック 七福薬局 さとつクリニック産科婦 人科内科	上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮四 八戸市大字尻内町字内田一八の四 八戸市大字馬場町一三 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の三 上北郡七戸町字道ノ上一四 青森市東大野一丁目二の一〇 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五の二 弘前市大字富田三丁目一の二〇 上北郡七戸町字道ノ上一二の一	一七〇・一 一七三・一 一六・一 " " 一八・一・四 一八・一・五 一八・一・六 一八・一・〇
--	---	---

青森県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 前田医院	所在地又は住所 弘前市大字桜林町九の五	休止年月日 平成一七・三・一
----------------	------------------------	-------------------

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所及び施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	藤田 剛	五所川原市字弥生町一八の一 五所川原市大字姥滝字桜木七の五	藤田整骨院	五所川原市字弥生町一八の一 五所川原市大字姥滝字桜木七の五	平成二〇・二・六
変更後	原田 満	北津軽郡金木町大字金木字朝日山三八二の一 北津軽郡金木町大字金木字朝日山三五三の一	原田接骨院	北津軽郡金木町大字金木字朝日山三八二の一 北津軽郡金木町大字金木字朝日山三五三の一	五・二・一
変更前	成田 聰	五所川原市字敷島町二六 五所川原市字難田九二の六	なりた接骨院	五所川原市字敷島町二六 五所川原市字難田九二の六	六・三・九
変更後	対馬将晃	五所川原市字中平井町一三〇 五所川原市松島町四丁目八〇	つしま接骨院	五所川原市字中平井町一三〇 五所川原市松島町四丁目八〇	三・七・七

青森県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
高橋 良明	五所川原市松島町一丁目五〇四の一	吹畑接骨院	五所川原市松島町一丁目五〇四の一	平成一七・八・三

青森県告示第五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
	平川市山二五の六	平川市柏木町藤			

青森県告示第五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開設の場所	指定年月日
平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一	平成一八・一

青森県告示第五十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十一条第三項の規定により、昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号の一部を次のとおり改正する。  
表中

平館	東津軽郡平館村の全区域
----	-------------

を

外ヶ浜	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館、字蟹田、字上蟹田及び字下蟹田の区域
-----	----------------------------------

に改める。

二 昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号の一部を次のとおり改正する。

表中

蟹田	東津軽郡蟹田町の全区域
----	-------------

を削る。

青森県告示第五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第二項第二号の規定により、次の加入区においては、平成十八年一月二十七日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	蟹 田	平 館
--------	-----	-----

青森県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	米山菅蒲川線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六五の八から北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六五の三まで	前 五・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで	七四・〇〇メートル		
2	県道	沖飯詰五所川原線	五所川原市大字長橋字広野一の一四から五所川原市字新宮町八四の一まで	前 五・五〇メートルから 一五・五〇メートルまで 後 二・四〇メートルから 三六・四〇メートルまで	七九八・五〇メートル 八一・〇〇メートル		

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大俵板柳停車場線	北津軽郡板柳町大字辻字福田七八の七から北津軽郡板柳町大字辻字福田五九の一まで	平成一八・一・二七

青森県告示第六十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年一月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

路線	五所川原市大字長橋字広野一の一四から五所川原市字新宮町八四の一まで	〃
沖飯詰五所川原線		

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一

社団法人青森県猟友会

2 変更内容

(一) 変更前の売りさばき場所

三戸郡名川町大字下名久井字鍛冶長根二三の一

(二) 変更後の売りさばき場所

三戸郡南部町大字下名久井字鍛冶長根二三の一

2-1 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡三戸町大字二日町四一

まへち農業協同組合

2 変更内容

(一) 変更前の売りさばき場所

三戸郡名川町大字平字広場二五の四

(二) 変更後の売りさばき場所

三戸郡南部町大字平字広場二五の四

出 先 機 関

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、十和田市第二柳原地区共同施行石橋福美ほか二十三人の行う第二柳原地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月二十七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 規約の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月三十日から同年二月二十四日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

収 用 委 員 会

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年一月二十七日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

県道弘前岳鰯ヶ沢線改築工事（宮地バイパス・青森県中津軽郡岩木町大字葛原字茂上地内から同町大字百沢字寺沢地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用しようとする部分

別表1のとおり

2 使用しようとする部分

別表2のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表3のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十八年一月十八日

別表 1 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽郡岩木町大字葛原字茂上	312番1	田	畑	232	234.44	211.67

別表 2 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県中津軽郡岩木町大字葛原字茂上	312番1	田	畑	232	234.44	4.48

別表 3 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
(亡)安倍嘉七の法定相続人	
安倍兼太郎	青森県中津軽郡岩木町大字高岡字獅子沢8番地
山口てつ系	青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢47番地3
成田ヌミエ	青森県中津軽郡岩木町大字駒越字高田58番地3
古川キヌエ	青森県平川市四ツ屋亀田62番地
小野日出子	青森県弘前市大字常盤坂三丁目1番地11
花澤サツ子	青森県弘前市大字田町一丁目4番地8
工藤繁廣	青森県弘前市大字大清水三丁目4番地2
安倍篤子	岐阜県各務原市各務おがせ町1丁目102番地4
安倍昭夫	静岡県浜松市細江町気賀2673番地の45
田村久美	愛知県丹羽郡扶桑町大字高木150番地1
藤田サキ	青森県弘前市大字石渡二丁目1番地17
安倍昇一	青森県青森市大字駒込字月見野918番地の3
安倍勝美	青森県弘前市大字桜ヶ丘一丁目5番地8
中屋ユリ	大阪府八尾市恩智北町1丁目180番地 浅田グラン

安倍四郎	〒108 東京都足立区千住寿町22番2号 さつき荘
布谷和子	〒714 岐阜県飛騨市古川町金森町14番7号
安倍勝雄	(昭和62年10月7日職権消除) 現居所 東京都足立区江北四丁目27-15 パールハイツ201
新瀧とし子	〒970 青森県青森市妙見3丁目9番7号
安倍勝義	〒100 東京都杉並区荻窪1丁目18番39号 中田コーポ
成谷キヨエ	〒970 青森県弘前市大字中別所字電58番地1
高谷集榮	〒980 北海道札幌市厚別区もみじ台東5丁目1番33-203号
尾張つる系	〒970 青森県弘前市大字高杉字長谷野50番地1
成谷宏文	128B Cedar Lane Highland Park, NJ 08904 USA (アメリカ合衆国ニュージャージー州ミドルセックス郡ハイランドパーク町シスター通り128B番地)
成谷文彦	〒970 青森県弘前市大字城東北二丁目7番地14
清藤ハルエ	〒970 青森県中津軽郡岩木町大字新法師字泉151番地
佐々木トミエ	〒970 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井48番地12
高橋恵美子	〒970 青森県青森市大字三内字丸山117番地の45
安倍由美子	〒970 青森県中津軽郡岩木町大字高岡字神馬野84番地

〃 採判

土地区田系 (昭和三十六年法律第一四十九号) 第六十六号第三頁の親限により採判書の内容を採判書に訂正し、採判書に改訂したるべきを其の母版、親限その他の採判書と採判書との間に訂正をなすこと、土地区田系採判書 (昭和三十六年政令第一四四一四号) 採判書第一頁の親限により採判書に訂正したるべきを、

平成十八年一月十八日

青森県田系採判書

採判書に訂正したるべきを採判書の名称

平成十八年一月十八日付け採判書

採判書に訂正したるべきを採判

採判書の名称

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県原土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成十八年二月十七日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所	備 考
作田 博	東京都東大和市南街6丁目24番地の4	住民票記載

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭